



議会から「積算根拠を明らかにせよ」というの要請に、



市はこう答えています。

平成 28 年 1 月の、議員全員協議会での答弁です。

「市の積算金額の内訳というご質問であります、

基本的に、公共事業の設計価格の内訳につきましては設計書ということで、一般的に金利設計書という形で言われます。

これを事業者との契約前に公開するということは、西尾市文書公開条例第 7 条の 6 項に、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるというふうに我々は解しまして、これは公開すべきではないというふうに現時点では考えております。

例えば、これを現時点で公開した場合、どういう支障があるかということですが、

まず 1 点目に、

例えば内訳を公開した場合に、設計価格の内訳というものを、公共事業で契約前に公開することの支障であります、積算能力のない事業者が、その金利設計書を参考に、入札に参加し得るという不適切な入札事務が継続されますと、これは公平・公正な入札の事務が行われなくなるということになります。

したがって、金利設計書というものは本来、設計価格の単価等の積算根拠に関する情報であり、これを公開することで技術的な根拠に基づかず、安易に入札の予定価格について、類推設定することが可能となり、入札の公正かつ適正な執行に、著しい支障を及ぼすおそれがあるというふうに解しています。」

～以上～